

# 育児短時間勤務から出産し、 子が1歳まで育児休業を取得した場合、 育児休業給付金に上乗せします！



## 「ふくいの子宝応援給付金」について

育児休業給付金は、休業開始前の賃金により算定されるため、育児短時間勤務から次の子を出産し、育児休業を取得する場合、通常勤務から育児休業を取得する場合に比べ給付額が低くなります。

このため、通常勤務の賃金水準による育児休業給付金の額との差額相当分を支給することで、短時間勤務の活用を促進し、安心して出産・子育てできるよう後押しします。

### 1 支給対象となる方 ※受付開始日である平成27年4月1日以降に次の要件を満たす方

**育児短時間勤務**（1日の労働時間を6時間に短縮）を連続して6か月以上利用し、**出産**した後、**子が1歳になるまで育児休業を取得**し、**職場復帰**した方

#### 【給付金の支給対象となるモデルパターン】



#### <支給対象要件補足>

- ①福井県内に在住しており、平成26年4月1日以降に育児短時間勤務（子が3歳まで）を終了し、次の子を出産した方
- ②育児短時間勤務中の給与が、通常の労働時間で勤務した場合よりも減額されており、通常の労働時間の場合と比べ、雇用保険から支給される育児休業給付金に差額が生じている方

**【受付開始】 平成27年4月1日**

### 2 支給額

通常の労働時間による育児休業給付金と、短時間勤務による育児休業給付金との差額相当分について、**30万円**を限度として支給します(千円単位切り捨て)。

福井県健康福祉部 子ども家庭課 少子化対策グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 TEL:0776-20-0341 FAX:0776-20-0640

URL: <http://www.pref.fukui.jp/doc/kodomo/>

E-Mail: [kodomo@pref.fukui.lg.jp](mailto:kodomo@pref.fukui.lg.jp)



### 3 申請方法

職場に復帰した日から3か月以内に、福井県健康福祉部子ども家庭課に申請書を提出してください。

#### <申請書類>

- ・ふくいの子宝応援給付金支給申請書
- ・6か月以上の短時間勤務をしていたことが確認できる書類（雇用主が短時間勤務を承認した書類等）
- ・育児休業開始日、育児短時間勤務中の賃金月額、1歳までの育児休業取得が確認できる書類（育児休業開始時および最終の「育児休業給付金支給決定通知書」の写し等）
- ・短縮した労働時間および短縮した労働時間分の給与が支払われていないことが確認できる書類（短縮した労働時間が確認できる書類、就業規則の写し等）

◎詳細は、県子ども家庭課「ふくいの子宝応援給付金」のウェブサイトをご確認ください。

URL: <http://www.pref.fukui.jp/doc/kodomo/>



サウタン

#### <受付開始>

平成27年4月1日



ティッチー

### 4 算定方法

- (1)「育児休業給付金支給決定通知書」により短時間勤務時の育児休業給付金の月額を確認  
(例) 前半6か月〔67%〕80,400円…A 後半4か月〔50%〕60,000円…B
- (2)勤務時間を確認  
(例) 通常労働時間 8時間…通常 育児短時間勤務 6時間…育短
- (3)通常労働時間の育児休業給付金をみなし算出  
A80,400円 × 通常8時間 / 育短6時間 = 107,200円…C  
B60,000円 × 通常8時間 / 育短6時間 = 80,000円…D
- (4)差額を算出  
C107,200円 - A80,400円 = 26,800円…E  
D80,000円 - B60,000円 = 20,000円…F
- (5)ふくいの子宝応援給付金の額  
E26,800円 × 6か月 + F20,000円 × 4か月 = 240,800円  
⇒ **支給額 24万円** ※千円単位切り捨て

	育児休業給付金		
	前半6か月間 賃金月額の67%	後半4か月間 賃金月額の50%	
短時間勤務時	A 80,400	B 60,000	
通常勤務時 ※短時間勤務時の8/6	C 107,200	D 80,000	
差額	E 26,800	F 20,000	
ふくいの子宝 応援給付金の額	E × 6か月 160,800	F × 4か月 80,000	計240,800 ⇒ <b>240,000</b>



ラプト

©FUKUI/play set products